

那覇市道路占用料新旧対照表

占用物件			単位	占用料(円)		増減率	
				現行(R3.4.1～)	改正(R6.4.1～)		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年		1,700	1,900	12%	
	第2種電柱			2,600	2,900	12%	
	第3種電柱			3,500	3,900	11%	
	第1種電話柱			1,500	1,700	13%	
	第2種電話柱			2,400	2,700	13%	
	第3種電話柱			3,400	3,700	9%	
	その他の柱類			150	170	13%	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		15	17	13%	
	地下に設ける電線その他の線類			9	10	11%	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年		1,500	1,600	7%	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		920	1000	9%	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		3,100	3,400	10%	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,300	1,400	8%	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		25,000	30,000	20%	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		3,100	3,400	10%		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		64	71	11%	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			92	100	9%	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			140	150	7%	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			180	200	11%	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			280	300	7%	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			370	400	8%	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			640	710	11%	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			920	1,000	9%	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			3,100	3,400	10%		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	0%	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	0%	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	0%	
	上空に設ける通路			13,000	15,000	15%	
地下に設ける通路			7,600	9,000	18%		
その他のもの			3,100	3,400	10%		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	250	300	20%	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	2,500	3,000	20%	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	2,500	3,000	20%
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	30,000	20%
	標識		1本につき1年	2,400	2,700	13%	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		250	300	20%
		その他のもの	1本につき1月		2,500	3,000	20%
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		250	300	20%
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		2,500	3,000	20%
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		25,000	30,000	20%
その他のもの				13,000	15,000	15%	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	3,400	10%	
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	▲ 6%	
政令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料			占用面積1平方メートルにつき1月	2,500	3,000	20%	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				310	340	10%	

那覇市道路占用料新旧対照表

占用物件		単位	占用料(円)		増減率	
			現行(R3. 4. 1～)	改正(R6. 4. 1～)		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	▲ 27%	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	▲ 26%	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	▲ 20%
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	▲ 25%
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	▲ 30%
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額		Aに0.025を乗じて得た額	▲ 24%		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	▲ 9%	
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	▲ 13%	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	▲ 9%	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	▲ 4%	
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	▲ 6%		
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	▲ 24%		